

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>道路使用許可調査業務委託は、道路交通法（以下「法」という。）第77条第1項に規定する警察署長が行う道路の使用の許可に関して、法第108条の31第2項第7号の規定により道路の使用の許可に係る道路使用許可の判断要素の調査（事前調査）、道路使用許可条件等の履行状況の調査（中間調査）及び道路使用の原状回復状況の調査（事後調査）を、法第108条の31第1項により公安委員会が都道府県を一に限り指定する、都道府県交通安全活動推進センターに委託するもの。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>（一財）岐阜県交通安全協会は、岐阜県公安委員会が、法第108条の31第1項の規定により岐阜県交通安全活動推進センターに指定した、唯一の一般財団法人である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。